鎌倉市監查委員公表第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき監査を実施したので、同条第4項により、監査結果を公表します。

令和4年(2022年)8月19日

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎 同 岡 田 和 則

監査結果書

1 監査の結果

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。)第242条第1項に基づく鎌倉市職員措置請求(令和4年6月21日請求)については、これを理由がないものと認め、 乗却する。

2 監査の種類

地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求(令和4年6月21日請求)に関する鎌倉市職員措置請求を受け、同条第4項に基づき実施した監査

3 監査対象

共生共創部広報課

4 監査期間

令和4年(2022年)6月21日から令和4年(2022年)8月19日まで

5 監査を実施した委員

監査委員 八 木 隆太郎 同 岡 田 和 則

6 請求の受理

令和4年(2022年)6月21日付けで「広報かまくら配布業務委託(令和3年(2021年)6月21日契約締結)」について、鎌倉市職員措置請求書が提出された。 その内容は、以下のとおりである。

(1) 請求人

氏名 (略) 住所 (略)

(2) 請求の内容

令和4年3月28日から31日にかけて鎌倉市内に配布された『広報かまくら』4月1日号に関して、佐助1丁目、笹目町、長谷5丁目の地域で、630部ほどが市議会議員の『前川綾子議会レポート74号』とセットで同時にポスティングされる契約違反行為が行われた。令和3年6月21日に市長と配布業者との間でかわされた「広報かまくら配布業務委託契約書」に添付された「広報かまくら配布業務委託仕様書」は、第4項に「広報かまくらに他の配布物を折り込んで配布しないこと。また、発注者が発行する選挙公報以外の政党及び政治家等に関する配布物は併せて配布しないこと。」とある。今回の行為は、この仕様書に違反して議員の政治チラシ

を同配したものである。受注者は違反を認め「顛末書」を令和4年4月13日に提出した。630部の中には、完全に広報紙に折り込まれた状態でポストに投函されていたケースもあった。前出の「委託契約書」は、第14条に「契約不履行があるとき」は「契約金の10分の1に相当する額」を「請求できる」としている。今回は「契約不履行」なので、この条文に基づき受注者に発注者の鎌倉市長が請求すべきものと考える。発注者は配布業者に令和4年5月13日『広報かまくら』4月1号の配布料金1,430,000円を支払っている。従って鎌倉市長からこの金員の10分の1の143,000円の損害を同配布業者に対して請求するよう求める。契約不履行が630部に関してのみ発生したという見方もできる。この場合は依頼部数76,600部を630部で按分して11,761円を損害賠償額として請求するよう求める。

(3) 請求人から証拠として提出された事実証明書

- 甲1号証 令和3年6月21日付けの「広報かまくら配布業務委託契約書」(写し)
- 甲2号証 同日付け「広報かまくら配布業務委託仕様書」(写し)
- 甲3号証 令和3年(2021年)4月14日付け「御見積書」(写し)
- 甲4号証 令和4年4月11日付け「請求書」(写し)
- 甲5号証 令和4年4月19日起票日の「支出負担行為伺兼支出命令書」(写し)
- 甲6号証 『広報かまくら』令和4年4月1日号
- 甲7号証 同配された『前川綾子議会レポート』74号
- 甲8号証 令和4年4月13日受付の「顛末書」(写し)

(4) 請求の要件審査

鎌倉市職員措置請求書については、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和4年(2022年)6月30日にこれを受理することに決定した。

7 監査の実施

(1) 書類調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、請求書で指摘されている広報かまく 配布業務委託(令和 3 年(2021 年) 6 月 21 日契約)に係る原議等関係書類一式を 調査した。

(2) 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第6項の規定に基づき、令和4年 (2022年) 7月6日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、次のとおりであった。 ア 証拠の提出

次のとおり、請求人から追加の証拠の提出があった。

- (ア) 甲9号証 令和4年4月12日付け市長よりの回答書(写し)
- (イ) 甲10号証 令和4年6月17日付け広報かまくら配布業務委託契約書及び仕 様書(写し)

イ 請求人の陳述

(ア) 日時

令和4年7月6日(水)午前10時30分から午前10時49分まで

(4) 場所

監查委員事務局執務室

(3) 聴き取り調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、令和 4 年 (2022 年) 7 月 27 日に、 広報かまくら配布業務委託 (令和 3 年 (2021 年) 6 月 21 日契約) について、共生 共創部長、広報課長及び広報課課長補佐兼広報担当担当係長に対して、聴き取り調 査を行った。

8 判断理由

以下、結論に至った理由について述べる。

(1) 広報かまくら配布業務委託仕様書に違反した行為について

請求人は、『広報かまくら』令和4年4月1日号が、佐助一丁目、笹目町及び長谷五丁目の地域で市議会議員の政治チラシと共にポスティングされたことは、配布業務委託仕様書の「併せて配布しない」とした定めに違反すると主張している。

このことについて、当該配布業務委託を発注した共生共創部広報課(以下「広報課」という。)に確認したところ、配布業者から当該顛末書が市に提出された際に直接説明を受け、併せて謝罪を受けたとのことである。なお、配布業者は同配した事実を認めているものの、具体的に各戸にどのような形にセットされ同配されたかを客観的に視認できる物的証拠はなく、この事実確認は関係人の証言に頼らざるを得ないため、政治チラシが折り込まれたかまでは確認できない。

以上から、市内の一部地域において、当該配布業務委託の仕様書に定められた項目に反した形で広報かまくらが配布された事実はなかったということはできず、この点、請求人の主張には理由があるものと判断する。

(2) 損害賠償の請求について

請求人は、630部について契約不履行があるのだから、配布業者に対し、市長は損害賠償を請求すべきと主張している。

このことについて、広報課は、市に財務上の損害が生じていないから、損害賠償は求めないと主張している。

損害賠償請求とは、既に発生している損害の賠償を求めることが前提で、たとえ 契約に違反する事実があっても、損害がなければ損害賠償請求はできず、また、仮 に債務不履行の事実と損害の発生が認められても、「債務不履行と損害の因果関係」 が認められなければ損害賠償請求はできない。例えば、配布業者が広報かまくらを 配布しないことにより他の業者に市が配布業務を請け負わせたようなときに新た に生じた費用を損害として賠償を求めるケースが想定される。しかしながら、当該 委託業務についてみると、配布業者の行為により現に損害が発生した状況にあると は認められず、損害賠償請求には当たらない。

(3) 違約金の請求について

請求人は、仕様書に定められた項目に反した形で広報かまくらが配布されたのだから、配布業者に契約金の10分の1に相当する額を違約金として請求するよう市長に求めている。

広報課は、本件の仕様書違反については第 14 条の規定に抵触するものではないことから、違約金の請求をしないこととしたと主張している。

委託契約書第14条に基づく違約金の納付を請求することができるのは、同条(1)、(2)及び(3)のいずれかに該当するときと定められているため、請求人が主張する配布業者による違反行為が、いずれに該当するかを検証する必要がある。

ア 委託契約書第14条(1)でいう契約不適合に該当するかについて

委託契約書は、市の標準契約書の書式に倣い作成されたものである。委託契約書第14条(1)でいう契約不適合は、委託契約書第12条「業務完了した目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容が適合しないもの」を指している。これは民法第562条の「買主の追完請求権」から引用されたもので、売買に伴い生じうるケースを想定しており、請負である当該委託業務にはなじまない。

したがって、違約金を求める理由として、仕様書に反した当該行為が委託契約 書第14条(1)に該当するかどうかを判断することはできない。

イ 委託契約書第14条(2)でいう契約解除の事実があるかについて

委託契約書第 14 条(2)は、発注者の契約解除権に基づき、発注者が契約を解除 したときに該当するものであるが、契約が解除されたという主張を請求人はして おらず、事実、当該委託業務が契約解除された形跡はないことから、委託契約書 第 14 条(2)は該当しない。

ウ 委託契約書第 14 条(3)でいう債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の 履行が不能であるときに該当するかについて

ここでいう債務の本旨に従った履行とは、民法第 415 条の「債務者がその債務 の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、 これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」にある債務の本旨に 従った履行と同義と解される。

当該委託業務については、配布すべきもの(広報かまくら)を、配布すべき先 (市内各家庭等)に、配布すべき部数(二世帯住宅であれば2部配布など)を届 けることが債務の本旨であり、したがって、汚損により読めないものや、前月号 の広報かまくらを届けたとすれば、それは「配布すべきもの」でないから、債務 の本旨を履行したことにはならないが、そのような事実は認められない。 以上から、広報かまくらと他の配布物を同配した事実は認められるものの、配布業者に対し、委託契約書第 14 条に基づいた違約金ないし損害賠償を請求しないことが、違法又は不当であるということはできず、請求人の主張には理由がない。

9 付帯意見

本事案は、請求人が市に情報を提供したことによってはじめて市が知ることになったものである。

配布業者が広報かまくらと特定の市議会議員のチラシを同配したことにより、市が 財務上の損害をこうむった事実はない。しかしながら、双方を同時に配布された市民 には誤解を招きかねない状況が起きたことは事実で、これを放置すれば、市民と行政 との信頼関係に悪影響を及ぼす可能性は否めない。

市は、請求人から疑念を払しょくする機会を与えられたと前向きに捉え、失われたかもしれない市民との信頼関係について、積極かつ確実な方法をもって対処することを望むものである。